

共同研究

「検証・都市伝説」(2)

„Urban Legend-Check II“

弁護士法研究会
(代表 森 勇)*

しかたなく弁護士になる？

——データに基づいた「現代神話のチェック：
現実感覚をあらためられたい」——

Anwältin oder Anwalt nolens volens?

——**Der Fakten-Check zu einer modernen Legende:
Korrigieren Sie Ihre Wahrnehmung der Wirklichkeit**——

マティアス・キリアン**
訳 春日川 路子***

弁護士法雑誌 (AnwBl 2015, 398) の5月号では、ソルダン研究所 (Soldan Institut) はこのような立場から最初の「都市伝説」チェックを行い、以下の内容が真実である証拠を示した。弁護士は外形上劣った資格を付与された法律家である、よって弁護士は吹き溜まり、(せいぜいのところ) 凡庸な法律家であるという、これら無責任に広められる調査結果は、都市伝説であると。その続編である本稿では、さらに繰り返し耳にする断言に

* 所員・中央大学法科大学院教授

** ケルン大学教授・ソルダン研究所代表
Matthias KILLIAN

Prof. Dr., Universität zu Köln, Direktor des Soldan Instituts

*** 嘱託研究所員・香川大学専任講師

関して、明確な証拠に基づいてリアリティ・チェックをしなければならない：しばしば主張されるように、弁護士の多くは、一番に目標とする職業に就かなかつたので、やむを得ず弁護士になったということである。本稿もまた、この「都市伝説」の誤りを明らかにする。

I はじめに

おそらくすべての法律家が、この噂を知っていることだろう。それは、裁判官資格を得るための教育を受けた多くの修了者が本意ながら弁護士になるということ——つまり彼らは、職業の判定ではより良い仕事に従事する可能性が開けないので、ただ職を得るといふ噂だ。そのような弁護士はしばしばいわゆる「必然」弁護士と呼ばれ¹⁾、その時にはおおかた、彼らは希望して弁護士の仕事を得たのではなく、むしろ弁護士よりも優先する別の職の可能性がなく、失望して得たということが表現される。この「潜在的な失望」は、理屈の上では存在する。なぜなら弁護士は、分け隔てなく受け入れる唯一の伝統的な法律職だからだ——つまり、国に当該人物が裁判官、検察官、行政法律家または公証人としては従事していないと認められるもの、または、弁護士会、企業または団体において定職を見つけられなかったものは、「少なくとも」みずから弁護士会の弁護士にはなれるのである。

こうした議論の出発点に立脚して、著しい数の弁護士が、こっそりと弁護士以外の職業へ就くことを夢見ていると考えられているが、このような想定は以下のことを踏まえてのことだろう。すなわち、他の選択肢となっている裁判官資格取得後の職業には、多くの場合一定の平均点数という形で、外形的に見てわかる資格認定がなされており、しかもこれらは前もってまるきり統計的に、修了者のただ少数のみが当該基準に達するようになっているということだ。だからといって私たちは、なにか「よりよいも

1) これは、一例として2014年に公開されたWagnerによる“Vorsicht Rechtsanwalt”の中心的なテーマである。同書 p. 9 以下を参照。

の」を得られなかったために、その大部分がしかたなく就いた弁護士職に関わらなければならないのだろうか？

II 若手弁護士が優先する職業

よく現実と関連させてこのような主張がなされるが、これに理由があるか否かは、弁護士職への新規参入者と位置付けられる、2004年から2010年の間に弁護士認可を受けたばかりの弁護士たちへの質問を通じて調査できる²⁾。詳細な「若手弁護士職」に関する研究の範囲で、以下のような質問がなされた³⁾。法律家教育の終わりごろに、あなたにとって最も優先順位が高かった職業はどれですか、と。

1 全体の調査結果

明らかに大多数の若手弁護士にとって、弁護士という職業は、実際に「理想の職業」であるとの結果が裏付けられた。

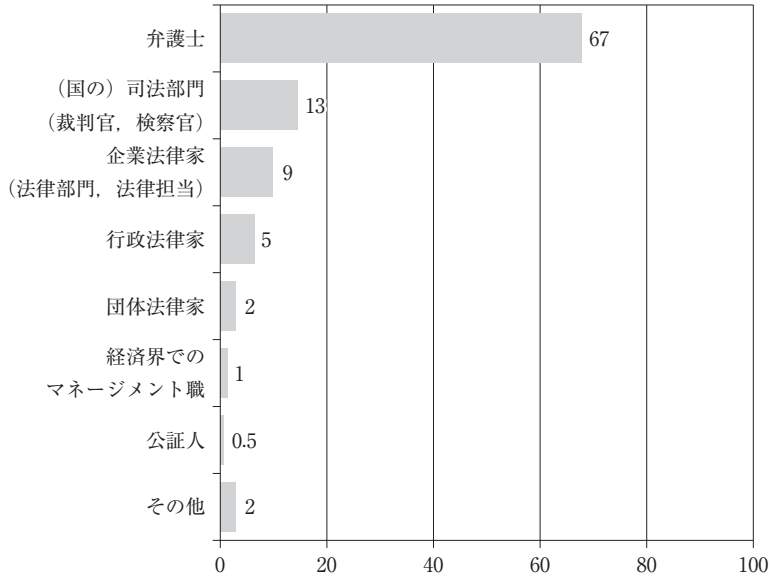
出発点となる調査結果では、質問を受けたものの67%が法律家教育を終えた時に、弁護士の仕事を有力な候補としていた。若手弁護士の13%が裁判官または検察官という国の司法に携わる仕事をよりよいと考えており、9%は企業法律家として職を得ようとしていた。5%が法律家教育を終えたときに、行政職に就いている。本来優先していた職業として、団体法律家(2%)や、マネジメント業(1%)、または、公証人(0.5%)も挙げられた⁴⁾。調査が行われた時期(2004年から2010年まで)について、この

2) 評価のこの部分には、年齢を考慮すれば、例として裁判官や検察官、企業弁護士といった、同等の職業キャリアの機会を先に得てから弁護士認可を得た弁護士は考慮されていない。このことは、評価の目的のために、40歳以上になって最初の弁護士認可を受けた場合につき想定された。

3) Kilian, Die junge Anwaltschaft: Ausbildung, Berufseinstieg, Berufskarrieren, Bonn 2014.

4) 性別により、女性は男性の同僚に比して司法部門に携わる仕事のキャリアをわずかに多く好む一方で、弁護士としてのキャリアをあまり求めないという違

図1 法律家教育の修了時点で優先していた職業 (%)



出所：Kilian, Die junge Anwaltschaft, Bonn 2014, p. 127

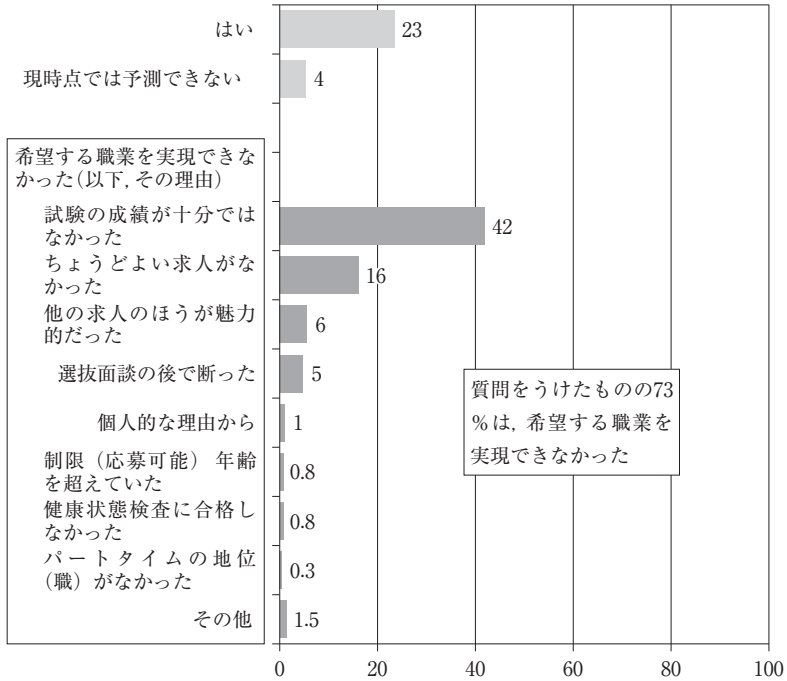
7年の認可年代の中では、優先する職業について重大な変更は生じなかった。結果として、この評価は一場面を切り取ったものではないといえる。

この調査結果を反対解釈して、弁護士を有力な候補としなかった残り33%の若手弁護士が、全員しかたなく弁護士になった、ということはできない：2004年から2010年の間に認可を受けた、本来弁護士以外の職業に就くことを希望していた⁵⁾ 弁護士の23%は、この別の希望を完全に実現し、弁

いが生じる。さらに、公証人は例外として、女性は他のすべての法律家の職業を、男性よりも多く希望の職業として挙げた。だが過去の調査と比較して、「弁護士」という優先順位の高い職業に関して、性別に固有の差異は著しく縮小している。ジェンダー固有の観点については、Kilian 前掲注3・p. 129に説明されている。

5) この仮定のもとでは、弁護士の認可を得る前に同等の職業キャリアを持っていた弁護士と同様に、この分析における団体や企業のシンディクスもまた除外される。

図2 目標とする職業が弁護士ではなかったものへの質問、
最も優先していた職業を実現したかどうか (%)



出所：Kilian, 前掲書 p.134

護士へと転身してくる前にまずは希望の職業に就いている。さらに4%が希望の職業へ転身しようとしており、よってその一部は長くは弁護士職に留まらないことだろう。

加えてさらに少数だが、迂回することなくつかんだ弁護士職は本来の夢の職業ではないと語る若手弁護士も一部にはいるものの、彼らの夢の職業への入り口は、決してその「意思に反して」閉ざされたわけではない：裁判官資格教育を修了した後で、もともと弁護士より優先していた希望の職業から離れたが、その職業はさらに追いかける必要はないとの事実が説明される。というのも、弁護士というより魅力的な申出を受けたからであり、また、どうやら理屈上のものに過ぎない愛着によって希望の職業を弁

表1 希望の地位への応募を断念した理由 (%)

| | 公証人 | 国の司法 部門 | 経済界でのマ ネージメント | 行政法律家 |
|-----------------|-----|------------|------------------|-------|
| 試験の成績 | 39 | 74 | 12 | 51 |
| 求人が少なかった | 39 | 22 | 18 | 35 |
| 魅力的だか応募のない求人だった | 8 | 9 | 41 | 19 |
| 労働条件（給料、労働時間など） | 0 | 5 | 0 | 7 |
| その他の理由 | 31 | 8 | 35 | 12 |

出所：Kilian, 前掲書 p. 132

護士より優先していたが、労働条件または収入能力をより詳しく検討したところ、当該職業に愛着を感じなくなり、弁護士になるという決断に至ったからであるという。

一番に希望する職業は弁護士職ではなかったという弁護士が33%であるとの出発点となる評価は、ここから少なくともさらに10ポイントほど差し引かれる可能性がある。というのも、これらの弁護士の中から、本来望んでいた職業でありみずから決めた仕事にあった著しい数が、教育の修了後すぐさま直接に、または、もともと希望していた職業で短期間働いた後で、望んで弁護士になった。

このように、しばしば他の選択肢となる職業のない「必然弁護士」によって、圧倒的に構成されていると描写される弁護士の職業階級像は、現実とほとんどなにも関係がない。若手弁護士の大多数は、信念をもって弁護士職に就いている。彼らにとっては、弁護士の仕事は希望した仕事であり、弁護士の認可は決して「最後の逃げ道」⁶⁾ではない：このことからいかなる認識に基づいても、しばしば意識にも上らない印象を与えられるとしても、いわばすべての法学を専攻する学生が一番に裁判官、官僚または公証人の仕事を得ようと努めるということには、納得がいかないままだ。

かつて他の法律（専門）職の仕事を「夢見て」いた、約20%の弁護士が

6) Wagner, 前掲書 p. 9.

いまだ残される。議論ができるのはせいぜいのところ、この20%という評価は「高い」のか、それとも「低い」のかということだろう——これについては当然のことながら別々の意見があることだろう。とはいえ、この点に現実に即さない見込みをもってはならない：もし未来の医者に、今後どの領域で医者として働きたいかと質問したとすれば、おそらく質問されたものの多くが小児科または心臓外科に興味があると答え、それに対して肛門科や皮膚科に関心があるものはほとんどいないことだろう。このように推測に従えば、社会科学を専攻する学生は、「マーケティング」の仕事または会社経営の仕事を思い浮かべることになり、おそらくなにかを支配することへの情熱をまれに見出したときにはずっとそうなるのだろう。だからといって、最優先していた職業が現実のものとならなかったために、不満に満ちた職業の担い手になるわけではない。(希望の職業が、実際には未来の職業の担い手のイメージした世界とはなにか異なる印象を与える場合でも、希望の職業への不満を持たずにいられるのと同じくらい少ない。)

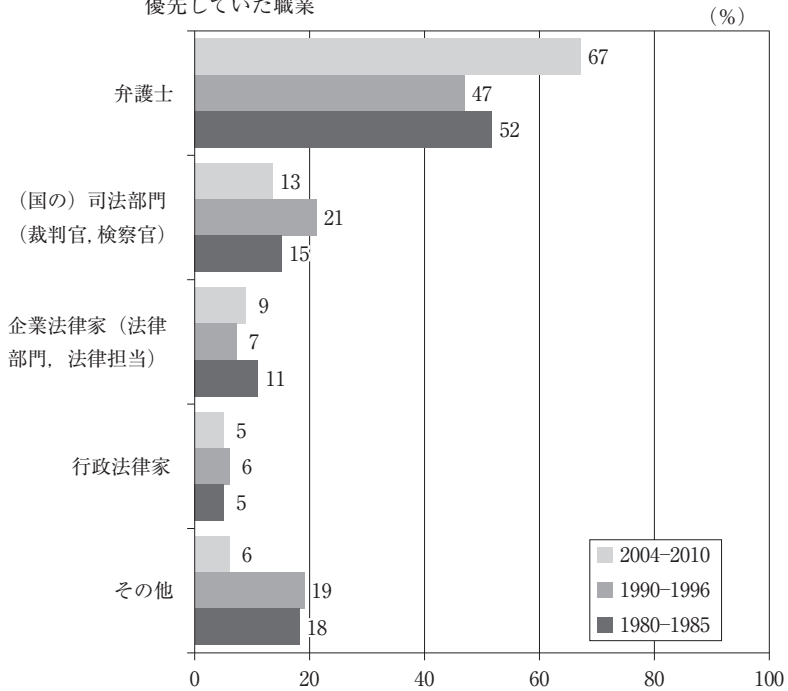
2 長期間の観察

3分の2を超える弁護士が、迂回することなく希望する職業に就いたと述べているが、この(調整されていない)評価は、また別の根拠からも注目すべきだ：過去になされた内容の類似する研究と比較すると、優先する職業が明らかに入れ替わっていることが示される：1990年から1996年までの時期に認可を受けたもののうち、47%のみが弁護士としての仕事を最優先の職業であると述べた⁷⁾。さらに1980年代には、弁護士職は職業への新規参入者にとって、現在と同じようには好まれていなかった⁸⁾：1980年から1985年までの間に認可を受けた弁護士のうち、52%が一番に目標とする職業は弁護士であったと述べた。今までみてきたように、弁護士職への関心はここ15年のうちに、再び明らかに増大したのであり、最も高かったか

7) Hommerich, Einstieg in den Anwaltsberuf, 2001, S. 48.

8) Hommerich, Die Anwaltschaft unter Expansionsdruck, 1988, S. 57参照。

図3 弁護士認可を受けた期間ごとの、法律家教育の修了時点で優先していた職業



出所：Kilian, 前掲書 p. 128

つての水準にまで達した⁹⁾。

それに反して司法に携わる仕事は、法律家教育の終わりに優先される職業として明らかに減少した：1990年から1996年の間には、21%の弁護士認可を受けたものが裁判官または検察官としてのキャリアを、後の弁護士よりも明らかに多く優先していた。さらに1980年代には、司法の仕事は15%

9) この評価は、一部には現在では平均を下回る能力の試補は節度を守り、もはやかつてのように弁護士になる方法を探らずに、弁護士として認可を受けるどころか、むしろ伝統的な法律専門職以外の職業の仕事へ移るという事実によってもまた説明がつくとはいえるだろう。これについてはすでに、Kilian, AnWB 2015, 398 が触れている。

とさらに挙げられていなかった。ほぼ同じ程度好まれていたのは、企業弁護士という希望である：認可を受けた期間が1980年から1985年の間の弁護士は、11%が企業弁護士を挙げ、1990年から1996年の間に認可を受けたものは、7%が企業弁護士を挙げた。比較の値として、2004年から2010年の間に弁護士認可を受けた世代では、9%が企業弁護士を挙げている。行政法律家を希望する値は、5%、6%、5%と同様に安定している。

3 結 論

現在の若手弁護士は、そのほとんどが弁護士になる。その理由は、彼らが弁護士になりたいと思っているからであり、より魅力的な他の選択肢がなかったので、無理やり弁護士になっているわけではない。弁護士職よりもむしろ他の法律専門職に就きたいと思っていた弁護士の割合は、現在の若手弁護士の世代ではかつてないほどに低い。弁護士の中の女性の割合が継続して増加していること、および、女性法律家が伝統的に、男性法律家よりも行政や司法の仕事により興味を持つという事実を背景とすると、このことには特に注目すべきだ。付け加えると、一番に目標とする職業とは異なるからといって、必然的に消極的な態度で、または、しぶしぶ弁護士職を得たことになるわけでもない。実際の生活の場面でよく見られる希望と可能性との間の妥協のように、弁護士職はただ最も優先される職業ではなかったが、選択肢には入っている職業だった。最終的には、弁護士のまるまる4分の1が、弁護士の仕事は一番に目標とする職業とは異なると報告しているが、彼らのはじめに目標とする職業に現実に就き、かつ、その望みの職業を経験してようやくその代わりに、または、それに付け加えて、弁護士職を得ている。